

全国的な湿地の劣化要因

●「悪化傾向」の場合、生物多様性の第1～4の危機、複合的要因、その他の分類に分けて、劣化要因の情報を収集

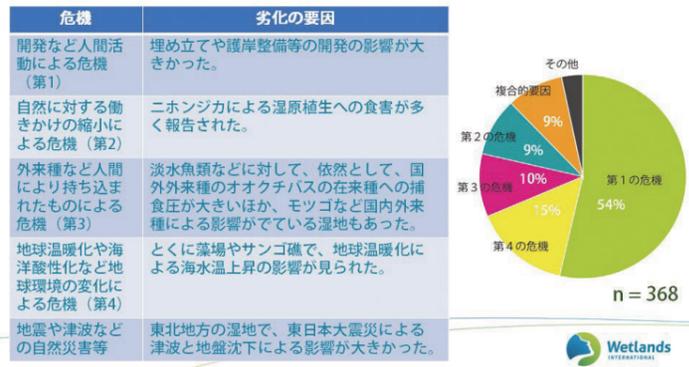


図-1 全国的な湿地の劣化要因

環境省(自然環境保全基礎調査)と国土地理院(湖沼湿原調査)の調査により、日本の湿地は戦前に比べて20世紀末までに約4割減少したことがわかっている。

最近の湿地の現状については、環境省が重要湿地に選定した633湿地を対象に悪化傾向や劣化要因が調べられ、特定の生物群(淡水魚、両生・は虫類、ウミガメ)にとって重要な湿地では約8割が、シギ・チドリ類では約7割の湿地が悪化傾向にあった。悪化傾向にある湿地の劣化要因としては、半数以上で埋め立てや護岸整備などの開発行為がその要因としてあげられた。(図-1)

こうした現状を踏まえて、湿地と渡り鳥の保全制度を説明する。(図-2)

湿地と渡り鳥を保全するための制度として最も効果的なのは、法律に基づく保護区の設定である。環境省が所管する法律では自然公園法と鳥獣保護管理法に基づく保護区が該当する。

国立公園の特別保護地区と第1種特別地域では厳しい行為規制が行われるので、尾瀬ヶ原や釧路湿

原など重要な湿地は登山者や観光客などの利用を許容しながら保護されている。鳥獣保護管理法に基づく国指定鳥獣保護区は、鳥類の集団渡来地や集団繁殖地などを保護する目的で指定され、多くのラムサール条約湿地では保護担保措置となっている。ナベヅルとマナヅルの越冬地である出水干拓地は2021年11月に特別保護地区が拡張され、ラムサール条約湿地として登録された。

湿地の保全には国際的な評価も効果的である。世界自然遺産(世界遺産条約)やラムサール条約湿地になることは国内法による保護に加えて地域での理解と協力を得ることに役立っている。また、ラムサール条約湿地の保全活動を推進するため、「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」が設置され、市町村間の情報共有と協力の促進が図られている。

渡り鳥の保全を図るためには、繁殖地、中継地及び越冬地での生息環境がいずれも適切に維持される必要がある。このため、渡り鳥の情報や湿地管理に関する経験を共有

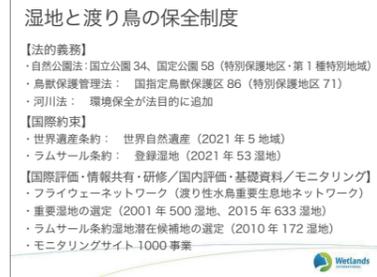


図-2 湿地と渡り鳥の保全制度

し、相互に協力して渡り鳥にとって重要な干潟や湖沼などの湿地を保全管理する取組、東アジア・オーストラリア地域フライウェイネットワークが日豪の主導により組織された。現在、18ヶ国の151湿地が参加している(日本の参加湿地は34で、この中には野鳥園臨港緑地が含まれる)。直接的な保全の制度ではないが、重要湿地の選定と湿地のモニタリングも湿地の保全に役立っている。

環境省は2001年に「日本の重要湿地500」を公表した。2010年にはこのうち172湿地を「ラムサール条約湿地潜在候補地」に選定し、順次条約湿地に登録する作業を進めている。この結果、当時37箇所だった条約湿地が53箇所に増加した。また、2016年には、重要湿地500を見直し、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(略称：重要湿地)」として633湿地を選定し、現在に至っている。(図-3)

環境省は2003年度から100年間の継続を目指して重要な生態系1000箇所以上のモニタリングを開始した。重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)である。定期的な監視の対象となることにより、環境変化に迅速に対処することが可能となるほか、モニタリングの成果はレッドリストの作成や希少種保全対策など

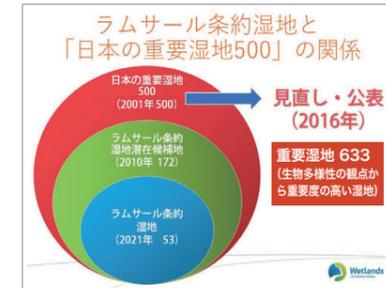


図-3 ラムサール条約湿地と重要湿地500の関係

に活用されている。湿地に関連する陸水域の湖沼と湿原、沿岸域の磯、干潟、アマモ場及び藻場については、NPO法人日本国際湿地保全連合が研究者と共にモニタリング業務を行っている。2020年の調査では、次のことが確認された。石垣伊土名のアマモ場でウミシヨブが減少、伊豆下田の藻場でアラメとカジメが激減、大阪湾・南紀白浜の磯でケガキの出現方形株数が最多を記録、石垣川平湾の干潟で希少種(ツバサカノコ)を初記録、伊豆沼・内沼でゼニタナゴが再確認。

湿地保全の取組事例を3つ紹介したい。有明海はシギ・チドリ類の最重要中継地であるが長年ラムサール条約湿地が存在していなかった。2012年に有明海で最初のラムサール条約湿地に登録されたのは①荒尾干潟(熊本県)である。環境省九州地方環境事務所や日本野鳥の会の働きかけに市長が応じた結果であった。これが契機となり、2015年には肥前鹿島干潟(佐賀県)と東よか干潟(佐賀県)も登録されるに至った。

福井県の②中池見湿地は北陸新幹線のトンネル工事計画を自然保護団体などの力で影響の少ない形に変更させることに成功した事例である。この湿地は大阪ガスが敦賀市に寄付した土地で、国定公園



図-4 中池見湿地の写真(撮影：横井謙一)

への編入とラムサール条約湿地への登録が新幹線工事計画の変更を促したといえる。事業者(JR東海)のHPで詳しい経緯が紹介されている。(図-4)

愛知県の③藤前干潟は名古屋市がごみ埋め立て計画を撤回して干潟保全と循環型社会形成へ進んだ事例である。埋め立て計画に対するアセスメントに対して当時の環境庁から厳しい意見が出されたことで最終的に名古屋市は計画を撤回して干潟が保全されることになった。

こうした湿地保全の経緯から、次の要素が湿地の保全にとって重要と考える。①科学的知見：研究者の関与・市民科学・国際評価、②市民団体の活動：保全・再生・調査・普及啓発、③一般市民の関与：普及啓発・環境教育・観察会、④行政担当者の理解：信頼関係の醸成、⑤政治家の理解：政治家への働きかけ。

※本稿は2021年11月2日に協会主催で開催したオンライン講演会の講師の星野様をお願いして特別に寄稿していただいたものです。

著者プロフィール
 環境省職員として釧路湿原など各地の自然保護や、ラムサール条約などに関わり、2014年、自然環境局長を最後に退職。鹿児島大学特任教授を経て、現職。

